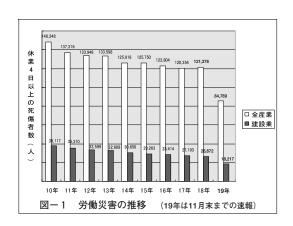
平成19年建設業における労働災害 発生状況(速報) と災害事例

厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課建設安全対策室

平成19年の労働災害発生状況について、平成20年1月7日現在で取りまとめられている 速報値を中心に説明します。データは、労働 者死傷病報告等により把握しているもので す。

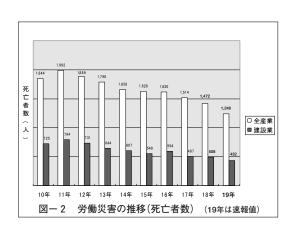
○労働災害の推移

死亡者数と休業4日以上の死傷者数のいずれも、全産業、建設業とも長期的には減少しています。(図-1、図-2)



○平成19年の死傷災害の動向(1月から11月 までの速報値)

死傷災害とは、死亡災害と休業4日以上の死傷災害を合計したものですが、平成19年1月から11月までの全産業における死傷者数は、84,789人(速報値)で、前年同期より871人(1.0%)減少しています。また、建設業における平成19年1月から11月末までの死傷者数は、18.217人(速報値)で、前年同期より



735人 (3.9%) 減少しています。

死傷災害全体に占める建設業の割合は、平成19年の1月から11月までの速報値において21.5%です。(表-1)

○平成19年の死亡災害発生状況(1月から12 月までの速報値)

平成19年の全産業における死亡者数は1,248 人(速報値)で、前年同期より157人(0.7%) 減少しています。また、建設業における平成 19年の死亡者数は432人(速報値)で、前年 同期より58人(11.8%)減少しています。

平成19年の建設業における死亡者について、工事の種類別にみますと、土木工事149人(前年比22.0%減)、建築工事184人(前年

比16.0%減)、設備工事99人(23.8%増)です。 土木工事については、道路建設工事40人、上 下水道工事23人、砂防工事18人の順となって います。

さらに、平成19年の建設業における死亡者数432人(速報値)について、災害の種類をみますと、墜落194人(44.9%)が最も多く、続いて建設機械等56件(13.0%)、自動車等47件(10.9%)です。土木工事の死亡者数149人(速報値)については、墜落39人、建設機械等32人、自動車等22人が多い状況にあります。建築工事の死亡者数184人(速報値)については、墜落111人、6割を占める状況にあります。(表-2、表-3)

表一 1 平成19年における死傷災害発生状況(死亡災害及び休業 4 日以上の死傷災害)(速報)

	豊 猛		平成19年(1月~11月)	平成18年(1月~11月)	対18年比較			
	業種		死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数(人)	増減率 (%)		
	全産業建設業		84,789	100.0	85,660	100.0	△871	△1.0		
			18,217	21.5	18,952	22.1	△735	△3.9		

※平成19年死傷者数は平成19年11月末日現在

表-2 平成19年における死亡災害発生状況(速報)

(平成20年1月7日現在)

	平成19年(1	月~12月)	平成18年(1	月~12月)	平成18年	(確定値)	対18年	F比較	対18年確定 値比較	対18年確定値 比較	
業種	死亡者数 (人)	構成比 (%)	死亡者数 (人)	構成比 (%)	死亡者数 (人)	構成比 (%)	増減数(人)	増減率 (%)	増減数(人)	増減率 (%)	
全産業	1,248	100.0	1,405	100.0	1,472	100.0	△157	△11.2	△224	△15.2	
建設業	設業 432 34.6		490	34.9	508	34.5	△58	△11.8	△76	△15.0	

表一3 平成19年 建設業における死亡災害発生状況(工事の種類・災害の種類)

(H20.1.7 現 在速報値)	水力発電所等建設工事	トンネル建設工事	地下鉄建設工事	鉄道軌道建設工事	橋梁建設工事	道路建設工事	河川土木工事	砂防工事	土地整理土木工事	上下水道工事	港湾・海岸工事	その他の土木工事	土木工事計	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事	木造家屋建築工事	建築設備工事	その他の建築工事	建築工事計	電気・通信工事	機械器具設置工事	その他の設備工事	設備工事計	合計	割合 (%)
墜落	1	4	1	0	2	7	4	9	3	1	1	6	39	37	30	6	38	111	9	8	27	44	194	44.9
飛来落下	1	1	0	0	0	7	1	1	2	4	1	3	21	3	1	0	1	5	0	5	4	9	35	8.1
倒壊	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	1	1	5	6	0	0	7	13	0	0	1	1	19	4.4
土砂崩壊等	0	0	0	0	0	3	0	2	3	8	0	0	16	2	0	0	0	2	1	0	0	1	19	4.4
落盤等	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.2
クレーン等	0	0	0	0	2	0	0	1	0	1	0	1	5	4	1	0	0	5	2	2	1	5	15	3.5
自動車等	0	0	0	1	0	7	0	1	0	5	1	7	22	7	0	3	2	12	4	0	9	13	47	10.9
建設機械等	0	2	0	0	1	15	2	3	2	3	0	4	32	6	2	2	8	18	1	0	5	6	56	13
電気	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	2	4	0	2	6	9	2
爆発火災等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	3	3	5	1.1
取扱運搬等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	3	1	1	1	3	6	1.4
その他	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	4	7	6	1	1	3	11	0	0	8	8	26	6.1
合計	2	8	1	1	6	40	10	18	10	23	4	26	149	75	35	12	62	184	22	16	61	99	432	100
割合 (%)	0.5	1.9	0.2	0.2	1.4	9.3	2.3	4.2	2.3	5.3	0.9	6	34.5	17.4	8.1	2.8	14.3	42.6	5.1	3.7	14.1	22.9	100	

災害事例

宅地造成工事での土砂崩壊

業 種/土地整理土木工事業被災状況/死亡1名

1. 災害の概要

宅地造成工事現場において、L型擁壁築造のため、砂からなる地山をドラグ・ショベルで掘削したところ、掘削後の高低差5.2メートル、勾配約58度の法面が崩壊し、法面下部のL型擁壁基礎部分にいた作業員が崩壊した砂の下敷きとなり、全身圧迫により発生から18日後に死亡したもの。

2. 発生状況の詳細

- (1) 災害発生現場については、事前に調査を 実施しておらず、地質に関する正確な状況 を把握していなかった。しかし、現場周辺 の土質は、道路を挟んで反対側が海岸であ ることから、長い期間を経て、波により砂 が堆積した沖積層であった。さらに、その 下は粘性土が固結してできた軟岩である土 丹であった。
- (2) 法面の大部分はドラグ・ショベル1台により機械掘りし、床均し等の細かい部分については、スコップなどで人力による手掘り掘削を行っていた。また、補助作業として、法面下部(以下床付け部分という)に立ち入り、レベルの測定や簡易土止めの設置等作業も平行して行っており、これら一連の作業を労働者3名で行っていた。
- (3) 掘削面の高低差や勾配を何度にするかの 計画は定められておらず、法面は高低差約 2から約5メートルを45度から60度の範囲 の勾配で順次掘削を行っていた。なお、法 面崩壊防止のため、床付け部分に簡易の土 止め(単管を差し込む穴をあけ、単管を埋 め込んだ上、木製パネルを設置した高さ約

1メートル前後のもの)を設置するとともに、ビニール製のブルーシートを法面に掛け、ピンで固定していた。

- (4) 災害発生当日は、午前中一杯かけて上記 掘削や土止め設置の作業を行った。昼食を とった後、作業再開のため現場に戻ったと ころ、施工中の法面が円弧状に崩れていた。 崩壊土量は不明であるが、高さ5.2メートル、幅4.75メートル、奥行き2.8メートルの崩壊 面であり、ほとんどが砂であった。 法面に 被せてあったブルーシートは崩壊ともに砂に埋まり、床付け部分の土止めは木製パネルが割れ横倒しになっていた。
- (5) 崩壊場所に近づくと、崩壊した砂の中から長靴の左足つま先部分が出ているのが確認されたので、砂の除去を行ったところ、砂の下敷きとなった被災者が発見された。崩壊がいつの時点で発生したのかは不明であるが、被災者が午後の作業開始前にレベルの測定等を行うため、床付け部分に立ち入った際に発生した災害であると判断される。

3. 災害発生原因

- (1) L字型の擁壁を築造するにあたり、高さが約5メートルの法面を掘削する必要があったにもかかわらず、作業箇所等の調査の実施、作業計画の作成が為されていなかったこと。
- (2) 地山の掘削作業主任者技能講習を修了した者が現場におらず、適切な作業指示が為されなかったこと。
- (3) 法面が砂地であり崩れやすい土質である

とともに、急な勾配であったにもかかわら ず、有効な土止め支保工を設置していなか (2) 高さ2メートル以上となる地山の掘削作 ったこと。

4. 再発防止対策

(1) 作業箇所等の調査を実施し、それを踏ま えた上で、安全を考慮した作業計画を作成 保工を設置した後に作業を行うこと。

- し、それを元に工事を行うこと。
- 業については、地山の掘削作業主任者を選 任し、その職務を遂行させること。
- (3) 掘削作業を行うに際し、掘削面が崩壊す るおそれがある場合には、有効な土止め支

崩壊面の断面

